

定 款



日本カーバイド工業株式会社

日本カーバイド工業株式会社 定款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

本会社は、日本カーバイド工業株式会社と称し、
英文では Nippon Carbide Industries Company,
Incorporated と表示する。

第2条 (目 的)

本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) カーバイドその他電炉工業製品の製造および販売
- (2) 石灰窒素その他肥料ならびに農薬の製造および販売
- (3) ゼシアンチアミド等のシアナミド系誘導製品、ヒドラジンおよびヒドラジン誘導製品ならびにその他有機工業製品の製造および販売
- (4) 合成樹脂の製造、加工および販売
- (5) 苛性ソーダその他無機工業製品の製造および販売
- (6) ベンゼン、トルエン、キシレン等の化学薬品の製造および販売
- (7) 生石灰、消石灰、酸素、溶解アセチレンならびに炭素製品の製造および販売
- (8) セラミックスならびに電子工業材料の製造および販売
- (9) 食品ならびに食品添加物の製造および販売
- (10) 医薬品、医薬部外品ならびに動物用医薬品の製造および販売
- (11) 石油製品の加工および販売
- (12) 石灰石その他鉱物ならびに天然瓦斯の採掘、利用および販売
- (13) 化学機械、電気機械、鉱山機械、工作機械、運搬機械、車両船舶機械等の諸機械ならびに装置の設計、製作、据付、点検、修理、管理、技術指導および販売

- (14) 土木建築材料の製造および販売
- (15) コンピューターソフトウェアの開発、賃貸および販売
- (16) 前各号に掲げる製品等の輸出ならびに輸入
- (17) 一般土木建築工事、内装・外装仕上工事の設計、管理、施工および請負
- (18) 産業廃棄物、一般廃棄物処理業および各種資源の回収、再生および販売
- (19) 水質および大気の分析、騒音の測定、その他各種分析、試験、測定の受託
- (20) 不動産の賃貸、売買、管理およびリース
- (21) 広告・印刷事業ならびに各種催事の企画および設計
- (22) 労働者派遣事業
- (23) 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (24) 梱包業ならびに物流の管理運営
- (25) 林業および農業
- (26) 発電および売電に関する事業
- (27) 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

本会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機 関)

本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行おう。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

本会社の発行可能株式総数は、1,200万株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

本会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株式取扱規則)

本会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条 (株主名簿管理人)

本会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

第12条 (招 集)

本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 (招集権者および議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 (電子提供措置等)

本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することが

できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

株主は、本会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

第18条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

第4章 取締役および取締役会

第19条 (取締役の員数)

本会社の取締役は、3名以上とする。

第20条 (取締役の選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 (取締役会の決議の省略)

本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第27条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議

によって定める。

第29条 (取締役との責任限定契約)

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第30条 (監査役の員数)

本会社の監査役は、3名以上とする。

第31条 (監査役の選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第35条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

第36条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第37条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第38条 (監査役との責任限定契約)

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第39条 (会計監査人の選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第40条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第41条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第42条 (事業年度)

本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第43条 (剰余金の配当の基準日)

本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第44条 (中間配当)

本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第45条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

沿 革

昭和10年	9月20日	作成	昭和36年	1月31日	〃		
〃	10年11月25日	改定	〃	37年	1月29日	〃	
〃	12年	8月19日	〃	41年	1月31日	〃	
〃	13年	5月19日	〃	44年	7月30日	〃	
〃	14年11月20日	〃	〃	47年	7月28日	〃	
〃	15年	1月16日	〃	50年	1月30日	〃	
〃	16年	5月21日	〃	57年	8月30日	〃	
〃	18年	4月27日	〃	62年	8月28日	〃	
〃	18年	6月7日	〃	平成元年	8月30日	〃	
〃	18年	7月16日	〃	〃	3年	6月27日	〃
〃	19年	7月15日	〃	〃	6年	6月29日	〃
〃	19年	8月1日	〃	〃	11年	6月29日	〃
〃	21年	1月30日	〃	〃	12年	6月29日	〃
〃	23年	4月12日	〃	〃	14年	6月27日	〃
〃	23年	6月18日	〃	〃	15年	6月27日	〃
〃	23年12月24日	〃	〃	17年	6月29日	〃	
〃	24年	8月30日	〃	〃	18年	6月29日	〃
〃	25年	7月26日	〃	〃	21年	6月26日	〃
〃	26年	7月30日	〃	〃	25年	6月27日	〃
〃	31年	1月28日	〃	〃	27年	6月26日	〃
〃	31年11月9日	〃	〃	〃	29年	6月29日	〃
〃	34年	1月29日	〃	令和4年	6月29日	〃	
〃	34年	7月29日	〃	令和5年	6月29日	〃	